

配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究（要旨）

1 研究の目的及び方法

配偶者暴力防止法は平成13年10月13日に施行され、その後、2回の改正が行われ、本年1月11日には、2回目の改正法の施行日を迎える。同法は、配偶者暴力が、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを明言し、配偶者暴力の防止と、被害者に対する支援と保護を基本的な役割としている。同法の保護命令は、一方の配偶者等からの申立てを受けて、裁判所が更なる暴力の防止を図るための措置であり、これを有効に機能させることは、配偶者等からの暴力に苦しむ被害者の保護において極めて重要である。しかしながら、一部の加害者においては、裁判所からの保護命令を正しく理解しようとせず、あるいは平然とこれを無視して保護命令違反に及んでいる者も少なくない。そこで、本研究では、当研究部の第24報告によって、ほとんど扱うことができなかった配偶者暴力防止法違反者（保護命令違反者）に焦点を当て、彼らがどのような経緯で被害者に対する暴力を開始し、これを繰り返し、被害者が裁判所に対して保護命令の申立てを行い、保護命令が発令され、実際に裁判所や警察からその趣旨や意味の説明を受けていたながら、これに従わず、保護命令違反に至ったかについて、動機・理由・原因・背景を中心に、加害者の暴力や生活状況、被害者と加害者の関係を時系列的に把握しながら、こうした配偶者暴力加害者の特性（問題性）及び保護命令違反の実情を紹介・分析することを目的としている。

本研究の調査対象者は、平成13年10月13日から18年3月31日までの間に、全国の検察庁において、配偶者暴力防止法違反（保護命令違反）で事件受理し、起訴猶予又は第一審における終局処分の決定がなされた166人（男子のみ）である。調査事項は、加害者の属性、被害者の属性、加害者と被害者の関係、保護命令の申立てと発令の状況、保護命令違反の実態、保護観察の実施状況、配偶者暴力と児童虐待の関連等である。また、補足的な資料として、配偶者暴力又は児童虐待を本件事犯とする受刑者に対する面接結果、及び保護観察類型別処遇「DV」類型対象者の保護観察終了状況を加えている。

2 研究結果の概要

（1）配偶者暴力加害者の実態

- ア 調査対象者には、就労状況が不安定だった者が多く、約半数の者（48.2%）が保護命令違反時にほとんど就労していなかった。
- イ 調査対象者には、何らかの疾病（身体疾患及び精神疾患）を有する者が多く、保護命令違反時に何らかの疾病を有していた者は33.1%であった。また、中に

は、アルコール依存症との診断を受けていた者もいた（4.2%）。

ウ 調査対象者には、前科や受刑歴のある者が目立ち、56.0%の者が前科を、12.7%の者が受刑歴を有していた。なお、粗暴事犯（傷害・同致死、暴行、暴力行為等処罰法違反）による前科者の割合は22.9%であった。

エ 調査対象者の中には、暴力団所属歴（8.4%）や、薬物使用歴（12.7%）のある者が少なからずいた。

オ 調査対象者には、飲酒に関する問題を有していた者が多かった（39.2%）。

カ 調査対象者の中には、今回の事件の被害者だけでなく、前の配偶者に対する暴力歴を有する者が多かった（婚姻歴があった加害者では51人中18人（35.3%））。

キ 調査対象者には、被害者と同居後、1年未満（同居前からの暴力があった者を場合を含む）に暴力を始めている者が多かった（48.2%）。また、身体的暴力を行っていた者が多く（92.2%），被害者と加害者の平均同居期間は7.9年であった。

（2）加害者の生活状況の変化

ア 調査対象者の就労状況について見ると、被害者との同居開始時に「ほとんど就労せず」の比率が6.6%であったものが、保護命令違反時には48.2%に上昇していた。

イ 調査対象者が家計を次第に顧みなくなっていた状況について見ると、同居開始時に「中心的に家計を維持」していた比率が52.4%であったものが、保護命令申立時には32.5%に低下していた。

ウ 調査対象者の浪費や借金の状況では、被害者との同居開始時に「浪費なし・借金なし」の比率が63.3%であったものが、保護命令違反時には37.3%に低下していた。

（3）加害者と被害者の関係の変化

ア 調査対象者と被害者の婚姻関係の変化を見ると、保護命令申立前に婚姻関係にあった比率が78.9%であったものが、保護命令違反時には35.5%になっていた。

イ 調査対象者の暴力が問題化していなかったころ、加害者と被害者の同居率は99.4%であったところ、保護命令発令時には7.2%となっていた。

ウ 保護命令違反時、調査対象者は単身で生活していた者が多かった（65.1%）半面、同時期に単身の被害者は少なく（12.0%），子どもと同居していた者が多かった（77.7%）。

（4）加害者と被害者の葛藤の原因帰属の差異

調査対象者は、被害者との間に生じていた葛藤の原因・理由を「被害者の異性

関係」(33.7%), 「被害者の子どもへの養育態度」(18.1%)としていた反面、被害者は、「加害者の暴力的な言動」以外では、「加害者の不就労」(31.9%), 「加害者の浪費や借金」(24.7%), 「加害者の飲酒」(24.1%)としている者が多かった。

(5) 配偶者暴力加害者の問題の多層性

調査対象者の主な問題では、「粗暴傾向」(粗暴な前科を有するなど), 「就労面の不安定さ」及び「問題飲酒」の3つが挙げられた。しかも、こうした問題を重複して有していた者が多く、3つの問題をいずれも有していた者が10.2%, 複数有していた者が30.1%であり、主な問題性をいずれも有していないとされた者は16.9%のみであった。

(6) 配偶者暴力加害者の類型的理

前項の(5)の「粗暴傾向」, 「就労面の不安定さ」, 「問題飲酒」の3つの主たる加害者の問題に、疾病の有無を加えて、調査対象者の類型的に把握しようとしたところ、以下の7つの観点から調査対象者の典型例を抽出することができた。

- ア 「反社会性」タイプ(暴力団所属歴を有するなど反社会性な傾向が強く、粗暴事犯による前科歴があり、暴力を正当化しがちで、保護命令違反への問題意識も低い。)
- イ 「感情統制不良」タイプ(短気で、粗暴な言動によるエピソードが多数あり、特に、飲酒後の配偶者に対する暴力歴を多く有する。勤労志向はあっても、粗暴粗野な行動傾向から、対人関係でのトラブルを生じさせやすく、生活が安定しにくい。)
- ウ 「就労不安定」タイプ(怠惰で、社会的に未熟な印象が強く、配偶者にも依存的である。暴力の対象は配偶者や家族に限られている場合がほとんどで、被害者との関係が破綻しても、依然として被害者への未練や執着を保持しやすい。)
- エ 「疾病」タイプ(不就労が被害者との関係悪化の原因になっているが、その不就労の理由が加害者に「疾病」あるもの。前科を有していない場合がほとんどで、安定した就労生活や結婚生活を送っていた者も少なくない。しかし、疾病から不就労となり、高じたうつ憤を配偶者への暴力として爆発させやすい。)
- オ 「アルコール」タイプ(配偶者暴力の背景に、取り分け飲酒の問題が大きく、何らかの人生の転機(子の死やリストラ)がきっかけとなって、酒浸りの生活に陥り、配偶者への暴力が止められなくなっている。)
- カ 「顕著な価値観・認知の歪み」タイプ(「粗暴傾向」, 「就労面の不安定さ」, 「問題飲酒」のいずれにも該当しないものの、いわゆる女性蔑視や暴力によって配偶者を支配することに肯定的で、自己の配偶者暴力の原因をひとえに被害者に求めようとするなど、思考や認知の歪みが目立つ。)

キ 「被害者との葛藤」タイプ（粗暴事犯による前科、就労の不安定さ、問題飲酒のいずれにも該当しないものの、被害者との間で、金銭や子どもの養育、異性関係等についての強い葛藤があり、お互いの発言や主張がほとんどかみ合わなくなって、配偶者暴力として問題化している。）

(7) 保護命令違反の実態

ア 調査対象者のうち、被害者への接近禁止命令、子どもへの接近禁止命令、及び、退去命令の各命令に違反していた比率は、それぞれ 86.1%，27.6%，38.9% であった。

イ 退去命令違反のみの調査対象者では、疾病を有する者（18 人中 10 人）や、ほとんど就労していない者（18 人中 12 人）が多かった。

ウ 調査対象者は、いずれも配偶者暴力防止法違反（保護命令違反）者であるが、被害者に与えていた保護命令違反時の暴力や被害の程度は、以前のものよりも軽度な方向に変化している場合が多く（例えば、保護命令の発令前と発令後の「生命の危機」を感じていた者の比率は、25.8%から 9.1%に減少）、保護命令が配偶者暴力の再発防止あるいは緩和に一定の効果を有していることが分かった。

エ 被害者に対する接近禁止命令違反のみの者の理由は、「関係を修復するため」（49.6%）、「子どもへの愛着」（29.9%）、「被害者の浮気を糾弾する」（18.2%）が多く、退去命令違反のみの者の理由では、「他に行くところがない」（66.7%）が多かった。

オ 調査対象者は、保護命令に対して強い不満（「不満」と「非常に不満」の計）を持っていた者が 56.5%と多く、「被害者が裁判所に訴えたこと」（24.8%）、「子どもに会えなくなること」（24.2%）、「申立て内容に事実誤認があること」（23.0%）などを具体的な理由としていた。

カ 調査対象者は、保護命令違反によって逮捕されることによって、問題の原因を次第に自分に向け始めていて、「自分の言動に問題があった」とする比率を、保護命令発令時と逮捕後を比較すると、それぞれ 25.8%と 46.6%であった。ただし、逮捕後も「夫婦喧嘩にすぎない」（42.7%）といった認識をしがちな者もいた。

キ 保護命令違反の実態を詳しく見たところ、「受刑歴あり」の者は保護命令発令後約 1 か月以内に違反行為に及ぶおそれが高い。また、DV 行為の原因を「嫉妬」としている者、自分（加害者）ではなく「被害者にのみ問題があった」と考えていた者、及び、「被害者と関係修復したい」という理由から保護命令違反に及んでいた者ほど、保護命令違反時の態様がより危険なものになっているものと見られた。

(8) 配偶者暴力と並行して生じていた児童虐待の実態

- ア 子ども（実子又は義子）との同居の事実があった調査対象者（139人）のうちで、児童虐待の事実が確認できた者は35人（25.2%）であった。
- イ 配偶者暴力下で生じる児童虐待は、被害者と加害者の婚姻関係の有無といった社会的・外形象的な両者の関係との関連が見受けられ、被害者と加害者が内縁関係にあった場合（9人中5人）、被害者に連れ子があった場合（19人中8人）に児童虐待が並存している場合が多かった。
- ウ 配偶者暴力と児童虐待を並行して行っていた調査対象者には、児童虐待を伴っていなかったとされた加害者よりも、前科や受刑歴を有する者、問題なギャンブル癖がある者、疾病歴（特に、アルコール依存）がある者、不就労状態に陥っている者が多かった。
- エ 多くの実子が配偶者暴力の悪影響を長期間（おおむね6年～7年間）受けしており、取り分け、第1子においては、加害者による配偶者暴力の開始時と出生時が近接していて、配偶者暴力に伴う悪影響を特に強く受けやすいものと考えられる。

3 まとめと課題

配偶者暴力に対する社会の关心・認識が高まり、更なる配偶者暴力の防止と被害者保護を目的とした配偶者暴力防止法も制定・改正されてきたところであるが、未だ配偶者暴力に関する課題は多く、種々の問題を併せ持っている加害者に対する処遇の在り方については、今後とも詳細な調査・研究が必要である。

本研究は、DV加害者の問題性と、DV行為の発現から悪化の過程を分析とともに、配偶者暴力の中で生じている児童虐待についても分析し、これらの加害者の処遇に資する基礎的資料の提供を目的としたものである。配偶者暴力防止法違反者は、単にDV加害者であるというだけでなく、裁判所からの保護命令に従わずに被害者へのつきまとい行為等を行った者であり、DV加害者の中でも再犯傾向の高い者と考えられ、本研究の調査対象者数は166人と少ないものの、DV加害者の問題性や、DV行為が繰り返される原因等を把握するに当たり、これらの事案を分析することは極めて有用と思われる。

今後は、本研究で触れたDV加害者の「粗暴傾向」、「就労面の不安定さ」及び「問題飲酒」を中心とするふくそうした問題性、これに基づく類型的理解をベースにしながら、例えば、DV加害者と被害者との入り組んだ利害関係や認識のずれに対する現実的・実際的な対応策、DV加害者の被害者による保護命令の申立てや保護命令発令に対する理解や認識の乏しさの是正、あるいは、DV加害者の歪んだ他者認知や社会認識に根差した不満や憤慨を払しょく・解消させるための働きかけの在り

方など、具体的な処遇方策が検討されることが期待される。